

五 加州排日問題解決ノ為ノ幣原及モリス両大使間協議案關係一件 八二

九〇

一般ノ対日感情改善ノ為國務卿ノ努力セラルルコトハ大ニ多トスル所ナレトモ之ヲ従来ノ例ニ徴スルニ甚タ効果ナシ曾テ加州排日法案ノ同州議會ニ提出セラレタルトキ國務卿「ブライアン」氏ハ之カ通過ヲ阻止スル為態々加州ニ赴カレタルカ其結果ハ却テ所謂蠶蛇ニ終レリト述ヘタルニ

國務卿ハ

然リ然レトモ此レ全体ノ situation ニ依ルヘシ今日

ノ如ク一般ニ感情ノ改善セラレツツアル際ニ國務省カ尽力セハ其効果ハ見ルヘキモノアルヘシト答ヘタリ尚ホ幣原大使ハ先般華府會議ノ際多數ノ日本人食堂「ボーイ」ヲ雇入レタルカ試ニ其内旅券ヲ有スル者何人アリヤヤ問ヒタルニ殆ント全部無旅券者ナルヘシトノ答ヲ得タリトテ密入国及脱船ヲ阻止スル方法ナカルヘキヤト述ヘラレタリ

事項六 日米両国有志懇談会關係一件

八三 七月七日

在桑港矢田総領事ヨリ
内田外務大臣宛

加州日本人問題解決ヲ目的トセル日米有志ノ

懇談会ノ模様報告ノ件

機密公第一九号

(八月七日接受)

大正十一年七月七日

在桑港

総領事 矢田 七太郎(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日本人問題ニ対スル懇談会ニ関スル件

目下当地滞在中ナル大阪基督教青年会幹事 Dr. Gleasonノ發起ニテ加州日本人問題ノ解決ニ資センカ為先般来当地ニ於テ V. S. McClatchy 当地労働同盟協会幹事 Paul Scharrenberg, Bishop Parsons, Dr. Guy 日米新聞社長安孫子(「イクラッチー」)主人役ノ時同人ノ希望ニテ加(タル由)及 E. Clemens Horst & Co. 社長 E. C.

六 日米両国有志懇談会關係一件 八三

Horst 等ト懇談会ヲ開キ互ニ意見ノ交換ヲ行フコト既ニ数回ニ及ヒタル次第ナルカ最初二回ノ会合ニ於テハ別ニ報告スルニ足ル程ノ具体的發展モ見エサリシ処其後回ヲ重ヌルニ從ヒ参考トスヘキ意見モ顯ハレタルノミナラス「マクラッチー」ニ於テモ真意ハ兎ニ角表面丈ニテモ漸次我方ノ立場ヲ了解スルニ至レル様見受ケラルルトノコトナルニ付「ガイ」ノ報告ニ基キ其ノ大要左ニ報告申進候

記

卯六月三日第三回会合ニ於テ E. C. Horst ヨリ左ノ如キ珍奇ナル花嫁解決案ヲ提出シタリ(同人ハ目下地方ニ於テ大規模ニ「ホップス」栽培ヲ行ヒ且ツ当地ニ於テ「ホップス」及「バレー」ノ輸出ヲ業トセル実業界ニ於ケル有力者ナルカ日本人問題ニ対シテハ多年研究スル所アリ之ニ関スル意見モ公表セシコトアル人物ニテ極端ナル排日家ニアラスト認メラル)

吾人ハ自衛上布哇ニ於ケル日本人口ヲ減少セシムルト共ニ

九一

加州及合衆國全体ニ於ケル日本人人口ヲ現在以上ニ増加セシメサルニコトヲ欲スト雖之カ為從來ノ如キ排日土地法ノ強制及花嫁禁止等ノ手段ニ訴フルコトヲ好マサルカ故ニ茲ニ左ノ如キ私案ヲ提出セントス

(一) 布哇加州及合衆國全体ニ於テ夫々日本人人口(日系米国民市民ヲモ含ム)ノ最高極限ヲ定ムヘシ

但シ布哇ニ於テハ合衆國ノ安全ノ為、其極限ヲ現在日本人人人口以下ニ定メサルヘカラス又加州又ハ合衆國全体(布哇ヲモ包含ス)ニ関シテハ現在ノ日本人人口以上ニ其極限ヲ定ムヘカラス

(二) 加州及合衆國全体ニ於ケル日本人人口其極限以下ニ減少シタル時ハ其減少シタル丈ケノ花嫁ノ移入ヲ許可スヘシ(「ホルスト」ノ説明ニ依レハ加州ヨリ約三万人ノ日本人ヲ加州以外ニ移出シ以テ同數ノ花嫁移入ヲ許可セムトノ計画ナル趣ナリ)

(三) 合衆國政府ハ加州及布哇ヨリ他州又ハ外國ヘ日本人ヲ移出スル費用ヲ負担スヘシ(布哇ニ関シテハ日本人ノ移出ニ依リ不足セル労働者ヲ政府ノ費用ニ依リ移入スヘシ)

「一」ハ若シ移民調整ノ權利カ米國官憲ノ手ニ在ルニ於テハ之ニ異存ナシト述ヘタルモ市橋教授ハ如斯ハ移民禁止法ト何等逕庭ナキヲ以テ寧ロ移民禁止法ヲ制定スルニ如カスト論シ何等意見ノ一致ヲ見サリシカ結局市橋「グリーンソン」兩人カ委員トシテ Angel Island ニ至リ当局ヨリ紳士協約ノ実施ニ対スル情報ヲ得ルコトトナスニ一致シテ閉會セリ

尚本會ハ極メテ打解ケタル懇談會ニシテ會食シツツ意見ヲ交換スルトイフカ如キ有様ナレハ會議ノ内容等一切之ヲ發表セテ從テ其提出スル各自ノ意見ノ如キ何等責任ヲ有スルモノニアラスト雖排日運動ノ中心人物ト膝ヲ交ヘテ會談スルノ結果漸次彼等ヲシテ我ヲ了解セシムルニ至ルヘキノミナラス會合セル人々ノ間ニモ私的交際ヲ馴致シ安孫子ノ如キハ「マクラッチ」夫妻ヲ招待シテ日系子女ニ紹介スル等親密ナル關係ヲ樹立シタル由ニ就キ本官ニ於テハ成ルヘク之カ継続ヲ希望シ間接之ヲ援助シ居ル次第ニ有之候

右報告申進候 敬具
本信写送附先 在米大使

(四) 排日土地法ハ差別的ニシテ合衆國及加州ノ利益ニ反スルヲ以テ之ヲ廃止スヘシ

(五) 外人登録法ハ速ニ合衆國議會ニ於テ制定セサルヘカラス蓋シ吾人ハ之ニ依リテ不正入國者ニシテ居住ノ權利ナキモノヲ放逐スルト共ニ将来如斯不正入國者ヲ防止シ得レハナリ云々

右解決案ハ聊カ突飛ノ点モアリ其儘実行出来得ヘキモノトハ認メラレサルモ之ニ対シ「マクラッチ」ハ当日大ニ反對ノ意見ヲ述ヘタル趣ナリ(詳細ハ別添意見書写ニ就キ御知悉ヲ請フ)

(六) 六月三十日第四回會合ニ於テハ「シャールンベルク」目下布哇旅行中ノ為欠席セシモ本官ノ注意ニ依リ「スタンフオード」大学市橋教授之ニ列席シ再ヒ花嫁問題ニ関シ懇談ヲナシタルカ其際ニ於ケル會議ノ模様ヲ綜合スレハ左ノ如シ

從來ノ會合ニ於テハ本問題ノ解決ハ條約ニ依ルノ外ナシトイフニ各自ノ意見一致シ居リシ処今回ハ「グリーンソン」ヨリ現在ノ紳士協約ヲ改正シ之ニ移民(男女共)禁止ノ條項ヲ挿入スルヲ可トストノ意見出テ「マクラッチ

八四 八月四日 在桑港矢田總領事ヨリ
内田外務大臣宛

日米有志懇談會第四回會合ニ於ケル日米調査委員會ノ組織提議ニ付報告並日本人問題ニ對スル我政府ノ方針ニ付請訓ノ件

機密公第二四号

(九月五日接受)

大正十一年八月四日

在桑港

總領事 矢田 七太郎(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日本人問題ニ對スル懇談會ニ關スル件

本件ニ関シ客月七日附機密公第一九号拙信ヲ以テ及報告置候処同懇談會ハ七月二十四日「マクラッチ」「グリーンソン」「ガイ」及市橋ノ四名出席シ(「ホルスト」「シャールンベルク」及安孫子欠席)第四回會合ヲ催シ大要左ノ如キ懇談ヲ遂ケタル趣ニ有之候

市橋及「グリーンソン」兩人ヨリ第三回ノ際ニ於ケル決議ニ從ヒ Angel Island ニ赴キタル結果ヲ報告シ且ツ同島ニ於ケル日本移民ニ關スル材料頗ル多ク到底如斯少人數ニテ

ハ短日月ノ間ニ之カ調査ヲ遂クルコト能ハサルヲ以テ此際
本會ヲ拡張シ日米各方面ニ於ケル代表的人物ヲ網羅セル調
査委員會ヲ組織シ各委員ニ於テ夫々分担ヲ定メ其調査ヲ進
メテハ如何トノ提議ヲナシ一同異議ナク之ニ賛成シタルカ
若シ右様ノ大規模ナル調査委員會ヲ組織スルコトトセハ相
當經費ヲ要スル次第ニ付新ニ加入セシムヘキ委員ノ人選ニ
就テモ此点ヲ考慮スル必要アリトテ種々協議ヲナシタル結
果左記ノ人々ニ其加入ヲ勧誘スルコトトナシ尚次回ノ會合
(八月二十二日開催ノ予定)ニ於テ之ヲ本日欠席シタル人
人ニ報告シテ其賛同ヲ求ムルコトトナシ散會セリ

記

米人側 Pres. Benji. Ide Wheeler (加州大学代表)

Father Goldstein (カトリック教徒代表)

Wallace M. Alexander (桑港商業會議所代表)

Ruben B. Hale (実業家代表)

American Legion 代表者一名

Native Sons 代表者一名

男女基督青年會代表各一名

日本人側 救世軍 小林政助

仏教団 内田晃融
三井物産 手島知健
東洋汽船 小松 隆
牧 師 廣田善朗

右人名ハ未タ決定セルモノニ無之本官ノ希望ニ依リ市橋
教授ニ於テ如何様ニモ其変更方取計フトノコトニ付目下本
官ニ於テモ其人選詮衡中ニ有之又右所要經費ノ負担ニ就テ
モ日米同委員ニ於テ各々等分ニ之ヲ分担スル様決定セシ趣
ナルカ日本委員ニ於テ全部其分額ヲ負担スルコト困難ナ
リトノコトニ付当館ヨリ右ノ内幾分ヲ補助セサルヘカラサ
ル場合生スヘキヤト被察候

尚市橋教授ノ同會ニ對スル感想ニ依レハ「マクラッチー」
ノ同會ニ對スル態度頗ル真面目ニシテ將來同會ニ於テ日米
兩委員間ニ相一致セル解決案ヲ得タル場合ニハ同人ニ於テ
之ヲ公表スルト同時ニ飽迄之カ実現ヲ期スヘク運動スヘ
キ決心ナル様見受ケラルルニ付同教授ニ於テハ可成之ヲ利
用シテ我方ニ有利ニ導ク様努力シツツアル次第ナルカ之
ニ就キテハ「マクラッチー」等ト懇談ノ際ニ於ケル心得ト
シテ(一)我政府ノ本問題ニ對スル最後ノ決心ハ所謂紳士協

約ヲ改正セントスルニアルヤ將又日米兩國間ニ新條約ヲ締

結セントスルニアルヤ予メ此点承知シ置キ度且ツ(一)「マク

ラッチー」側ニ於テ所謂紳士協約ノ内容並ニ最近ニ於ケル

幣原「モーリス」兩大使ノ本件交渉ノ内容ヲ承知シ居ルヤ

ノ口吻ヲ洩セルニ拘ラス我方ニ於テハ之ニ関シ何等智識ヲ

有セサルニ依リ之カ懇談ニ際シ甚數不都合ヲ感スル次第ニ

付若シ出来得ルコトナルニ於テハ同教授ニ對シテノミ其

outline 丈ケニテモ之ヲ洩シクレマジクヤトノ申出有之候

右市橋教授ノ申出ハ如何ナル程度迄之ヲ容ルヘキヤハ頗ル

慎重ニ考慮スル必要アリト被存候処從來「マクラッチー」

ノ遣リ口ニ鑑ミル時ハ本懇談會ノ結果ニ對シ相當重要視ス

ル必要アルカトモ被思考ルルニ付右申出中(一)ノ如キ重大問

題ハ暫ク之ヲ措クトスルモ其(二)ニ對シ從來世人ノ揣摩臆測

ヲ逞フセル結果ニ依リ得タルカ如キ智識ヲ以テ懇談セシム

ルヨリモ或程度迄同教授ニ對シテノミ之ヲ打開ケ折衝セシ

メタル方其効果一層多カルヘシト被察ルル処其可否並ニ若

シ可トセハ其打開ノ程度等本官參考迄ニ至急御回訓相煩度

此段報告旁々及請訓候 敬具

本信写送附先 在米大使

八五 八月二十五日

在桑港矢田總領事ヨリ
内田外務大臣宛

日米有志懇談會第五回會合ニ於テ調査委員會

組織中止ノ件

機密公第三一號

(九月十三日接受)

大正十一年八月二十五日

在桑港

總領事 矢田 七太郎(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日本人問題ニ對スル懇談會ニ關スル件

本件ニ關シ八月四日附機密公第二四号往信ヲ以テ及報告置

候処同二十二日「マクラッチー」「ペーアソン」「グリー

ソン」「シャーレンバーク」「ホルスト」「ガイ」安孫子

及原田(助)博士列席ノ下ニ(市橋教授欠席)本會第五回

會合ヲ催シ第四回會合ノ際ニ決議シタル調査委員會組織ニ

關シ協議シタルカ前回ニ欠席シタル「ホルスト」「シャー

レンベルグ」及「ペーアソン」等何レモ如斯大規模ナル委

員會ヲ組織スルコトニ反對シ本會ヲシテ只当面ノ問題解決

ニ對シ意見ヲ交換スル位ニ止メンコトヲ主張シタル結果列席者一同之ニ賛成シ來ル九月五日第六回會合ノ際各自日本人問題解決ニ對スル意見書ヲ提出シ相互之ヲ批評討議スルコトトナシ散會シタル趣ニ有之候此段報告申進候 敬具
本信写送附先 在米大使

八六 九月十二日 在桑港矢田總領事ヨリ
内田外務大臣宛

日米有志懇談會第六回會合ニ於テ各出席者日

本人問題解決案提出ノ件

機密公第三二号

(十月九日接受)

大正十一年九月十二日

在桑港

總領事 矢田 七太郎(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日本人問題ニ對スル懇談會ニ関スル件

本件ニ関シ八月二十五日附機密公第三一号往信ヲ以テ及報告置候処九月五日「マクラッチー」「シャーレンベルク」「グリーソン」「ホルスト」「ガイ」安孫子及市橋並ニ客員トシテ「ギューリック」原田兩博士都合九名列席シ (Bishop

Parsons 欠席) 第六回懇談會ヲ開キタルカ前回ノ決議ニ基キ「マクラッチー」「グリーソン」「ホルスト」「ガイ」安孫子及「パーソンズ」(當日欠席セシモ意見ヲ托送セリ)ノ六名ヨリ各自別紙ノ如キ日本人問題解決案ヲ提出シ來ル二十一日次回ノ會合ニ於テ互ニ之ヲ討議スルコトトナシタル趣ニ有之候尚「ガイ」ノ談ル所ニ依レハ当日ハ格別注目スヘキ懇談モナカリシカ「マクラッチー」及「シャーレンベルク」兩名ヲ除ク外大体ニ於テ同人提出ノ解決案ニ賛成ノ意ヲ表シタル様見受ケラレタリトノコトニ有之候此段報告申進候 敬具
本信写送附先 在米大使

(別紙)

日米有志懇談會第六回會合ニ於テ提出セラレタル解決案(第一乃至第六)要旨

第一、「マクラッチー」案要旨

甲)日本移民ノ米國渡航禁止ニ衆議一致セリト認ム

乙)衆議未タ一致セスト認ムル諸点

(A)妻ノ渡航ニ反對

(理由)日本移民増加ノ結果ヲ生スル故不可ナリ

移民調節ヲ外國政府ノ手ニ委ス

第二、「ホルスト」案要旨

一、離婚ニ依ル同化ニ前途遠遠ノ問題ナリ

二、政治的同化ニ日本人カ衷心ヨリ米國市民ト成ルコトハ

覺束ナシ

三、商業的社交的同化ニ實現成効スヘシ

四、市民權問題ニ本問題ハ日米兩國政府間ノ交渉問題タル

ヘキモノニアラス

(理由)一國カ他國ニ對シ自國民ノ帰化ヲ容易ナラシ

ムルコトヲ求ムヘキモノニアラス

五、布哇ニ於ケル日本人ニ日本人ノ人口ヲ危險程度以下ニ

削減セサルヘカラス

六、布哇日本人問題ニ總テノ關係者ノ認容スル方法ニ依リ

解決スルヲ要ス

「金」ニ依リ解決シ得ヘシ(送還又ハ他ニ移転セシムル

意味カ)

七、移民禁止ニ米大陸ニ總テノ移民入國ヲ禁止スヘシ

八、妻渡航ニ賛成

(理由)未婚ノ在米日本男子ニ妻帯ヲ許ス必要アリ

丙)解決案

一、條約ニ依ル解決ニ反對

(理由)日本ハ移民排斥ノ條約締結ヲ肯セサルヘシ

一、排斥法制定ニ最良解決策ナリ

(理由)「ジョンソン」法案ハ最良解決案ナリ同案ハ

市民ト成ルヲ得サル一般外國移民ノ入國禁止ナル

カ故ニ何等日本ノミニ對スル差別ノ意味ヲ含マス

一、紳士協約ニ現行及改竊共反對

(理由)移民渡航禁止ノ実効ヲ奏セス、秘密協約ナリ

六 日米兩國有志懇談會關係一件 八六

妻ノ人数ト渡航許可期間ヲ限定スレハ可ナリ
九、借地耕作ニ反対

(理由) 借地耕作ハ土地ヲ荒廢セシム、此点日本人タルト白人タルトヲ問ハス

一〇、土地所有耕作ニ賛成

(理由) 土地ヲ改良ス、故ニ日本人タルト白人タルトヲ問ハス賛成

一一、外国人ノ土地所有ニ賛成

(理由) 土地ハ戦時ニ於テモ他国ニ持去ル能ハス

土地ヲ所有スル外国人ハ自己ノ利害關係ヨリ兩國紛争ヲ阻止スルニ努ム

一二、条約又ハ紳士協約ニ何レニテモ可ナリ

日本人問題解決案ノ協定成リタル場合ニ条約ノ締結ニ依ルト紳士協約ノ改訂ニ依ルト何レニテモ可ナリ、但紳士協約ノ場合ニ於テハ公表ヲ要ス

一三、紳士協約違反問題ニ日本カ協約ニ違反セル証跡ナシ

一四、結論ニ双方共ニ相手方ノ權利ヲ尊重スルニ於テハ解決不能ノモノナシ

第三、「グリーンソン」案要旨

但協定ハ公表ヲ要ス

一、妻渡航問題ニ未婚男子ノ為妻渡航ヲ許可スヘキヤ否ヤハ慎重考量ヲ要スルコトニ衆議一致ス

余ノ意見ニ渡航ヲ許可スルコト、五ヶ年間ニ限定スルコト

(乙)協約ヲ要スル諸点

二重国籍問題、米化問題、日米労働者間ノ關係(競争ノ有無)等ニ付協約シ本懇談会ニ於テハ協約ニ止メ更ニ諸方面ノ人士ヲ集メ協力セシムルコト

第五、「ガイ」案要旨

新協約案

一、移民入国禁止、違反者ノ送還
(例外) 未婚男子ニ付テハ妻渡航許可ニ五ヶ年間ニ限定ス、学生商人等ハ除外

一、移民ノ資格ヲ定ムルコト、兩國共同委員ヲ設ケ旅券ヲ査証スルコト

一、相互ノ私権許与

一、協約期間ニ十ヶ年

第六、安孫子案要旨

六 日米兩國有志懇談会關係一件 八七

(A)衆議一致セル諸点

一、新移民渡航ニ依ル日本人ノ増加ハ不可ナリ

二、移民禁止ノ方法ヲ案出シ得タル場合ニ於テハナルヘク速ニ実現セシムルコト

三、妻ノ渡航ニ新移民渡航ノ大部ヲ占ムルモノナルカ故ニ唯一ノ重要案件ナリ

(B)衆議未タ一致セザル諸点ニ前項以外ノ総テノ問題

(C)解決案

一、妻ノ渡航ニ「ギューリック」博士ヲ通シ妻ノ資格ヲ高ムル様日本外務省ヘ内談スルコト

二、委員会設置ニ日本人問題ニ関スル事實調査、懇談会ヲ広メ諸方面ノ意見ヲ代表スル人士ヲ多ク集ムルコト

三、米化促進画策ノ奨励

四、日本国籍法改正ニ「ギューリック」博士ヲ通シ国籍離脱ヲ自由ナラシムル様改正方ヲ日本政府ニ内談スルコト

第四、「パーソンズ」案要旨

(甲)衆議一致セル諸点

一、日本移民禁止ニ条約又ハ協定ニ依ルコト

一、日本移民渡航禁止、学生商人等除外

二、他ノ外国人ト均等待遇

三、妻ノ渡航ニ五ヶ年間ヲ限り許可

四、土地所有禁止法ノ改正ニ限定セル農業用地所有許可ニ改ムルコト

五、布哇日本人ヲ他地方ニ散布スル方策ヲ執ルコト

六、紳士協約ニ新ニ紳士協約ヲ締結シテ公表スルコト

七、同ニ十ヶ年ノ期限トスルコト

八七 九月十六日 内田外務大臣ヨリ
在桑港矢田總領事宛

日本人問題ニ関スル政府方針及交渉内容内示

方稟請ニ対シ回訓ノ件

通移機密第一三号

日本人問題ニ対スル懇談会ニ関スル件

本年七月七日附機密公第一九号及八月四日附機密公第二四号貴信ヲ以テ貴地ニ於ケル日米有志ノ日本人問題懇談会ノ状況殊ニ「マクラッチ」ノ態度市橋教授ノ努力等ニ付詳細御報告ノ趣了承右貴信機密公第二四号末段市橋申出ノ二点ニ関シテハ同教授報告ノ如ク「マクラッチ」目下ノ態

度カ頗ル真面目ニシテ将来何等カノ解決策ヲ得タル場合ニ於テ其ノ実現ヲ期スル為大ニ運動スルノ決心ヲ有スルモノナリトスルモ其ノ到達セル解決策ナルモノカ我ニ有利ナル場合ニ於テモ尚同人ニ於テ之ヲ極力支持スヘキヤ予メ断言シ難ク將又右懇談会カ円満ニ進行シ何等カ具体的ノ解決案ヲ得タル場合ニハ加州ニ於ケル排日氣勢ヲ緩和スル上ニ相當効果アルヘキハ勿論ナルモ如斯地方的懇談会ニ処スル便宜ノ為從來秘密トセル紳士協約ノ内容(其一部ハ御承知ノ如ク世間ニ伝ハリ居ルモ)及日米兩國間ノ懸案タル幣原「モリス」協議ノ内容ヲ貴官ヨリ内示スルカ如キハ仮令市橋一己ノ心得ノミニ止メシムルトスルモ米國当局側ニ対スル我信義上ヨリ面白カラサル次第ナリ然ルニ又一面ヨリスレハ市橋ノ努力ヲシテ有用ナランメントスルニハ彼ヲシテ全ク其ノ要領ヲ知ラシメサルコトハ無理ナルニ付幣原「モリス」協議ノ目的ハ現行紳士協約ヲ新事態ニ適應スル様改訂スルト共ニ一面ニ於テ現行又ハ將來提唱セラレントスル日本人ニ対スル差別的措置ヲ撤廃又ハ防止スル何等カノ方法ヲ考究スルニアルコトヲ前提トシ蔽ニ市橋限リノ含ミ迄トシテ貴官ノ裁量ニ依リ最モ必要ナリト思料セラルル大綱ノ

結果ヲ生ズベシ目下独身者ニ対スル花嫁問題存スルモ日本側ニ於テ渋沢男爵等ガ之ヲ政治問題ト為シ兩國間ニ問題ヲ惹起セシムルガ如キ事ナカルベシ云々

右回答ニ依リ「グリーンソン」ハ左ノ二点ヲ明ニ為シ得タリトノ事ナリ

一、「マクラッチー」ハ華府政府間ニ於テ彼自身ノ考ヘ居ルガ如ク又「グリーンソン」等ガ今迄想像シ居リタル如ク勢力ヲ有スルモノニアラザル事

二、國務省ハ懇談会ニ対シ又同会ニ於テ討議セラレツツアル問題全部ニ対シ多大ノ興味ヲ有シ其繼續ヲ希望シ居ル事

在米大使へ郵送セリ

八九 九月二十二日

在桑港矢田総領事ヨリ
内田外務大臣宛

日米有志懇談会第七回会合ニ於テ一般移民ノ

禁止及紳士協約ノ修正等ニ付意見一致ノ件

機密公第三八号

(十一月一日接受)

大正十一年九月二十二日

在桑港

六 日米兩國有志懇談会關係一件 八九

ミニ限り極メテ概括的ニ内示セラレ「テキスト」ハ之ヲ示サザル様致度將又移民問題ノ解決策トシテ当方ニ於テハ從來通り自制の方法ヲ採リ之ヲ条約ノ形式ニ於テ制限スルコトハ避クル方針ニ付右様御承知相成度此段申進候也

八八 九月二十二日

在桑港矢田総領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

日米有志懇談会ニ対スル國務省極東課長ノ見

解報告ノ件

第一八一号

(九月二十四日接受)

八月二十五日附機密公第三一号往信ニ関シ先般「グリーンソン」ハ國務省極東課長 MacMurray ニ対シ書翰ヲ以テ目下当地ニ於テ日本人問題考究ノ目的ヲ以テ「マクラッチー」等ト懇談会ヲ開キツツアル趣ヲ述べ且ツ之ニ対スル國務省ノ意向如何ヲ問合セタル処今般同課長ヨリ大要左ノ通回答アリタル趣ナリ

國務省中同課長ハ右懇談会ニ対シ多大ノ興味ヲ有ス然レドモ「マクラッチー」ノ論点ニハ同意スル能ハズ本件解決ノ最良法ハ時間ノ経過ニ待ツノ外ナカルベシ即チ華府會議以後ニ於ケル良好ナル状態ハ漸次本問題ノ自然的解決ヲ齎ス

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

総領事 矢田 七太郎(印)

日本人問題ニ対スル懇談会ニ関スル件

本件ニ関シ九月十二日附機密公第三二号往信ヲ以テ及報告置候処同二十一日「マクラッチー」「グリーンソン」「シャールンバーク」「ホルスト」「ガイ」市橋及安孫子ノ七氏列席ノ上第七回懇談会ヲ開キタルカ會議ノ内容大要左ノ如クナリシ趣ニ有之候

前回ノ決議ニ從ヒ各自提出ノ本件解決案ヲ討議スヘキ管ナリシ処之ニ先立チ「ガイ」ヨリ列席者ニ対シ從來数次ノ會合ニ依リ各自ノ意見ハ將來米國內ニ定住スヘキ東洋移民ノ渡来ヲ禁止セントスルコトニ一致シ居ルモ之カ禁止ノ理由並ニ邦人独身者ニ対スル花嫁許否ニ関シ各自ノ意見一致シ居ラサルヲ以テ此際先ツ在米邦人独身男子ノ現状調査ヲ行フテハ如何トノ提案ヲナシタルカ多数ノ意見ハ目下如斯調査ヲナスノ要ナカルヘシトテ之ヲ否決シ引續キ各自ノ提案ニ就キ協議ヲナシ結局左ノ二点ニ於テ意見ノ一致ヲ見タリ

一、米國ニ定住スヘキ一般移民ヲ禁止スルコト

二、紳士協約ハ左ノ理由ニ依リ之ヲ修正スルカ若クハ他ノ

解決法ヲ以テ之ニ代フルコト

(イ) 紳士協約アルニ拘ラス日本人口ハ漸次増加シツツアリ

(ロ) 日白人間ノ不和ハ紳士協約ノ存在セルニ拘ラス減少ノ模様ナク却テ増加スルカ如シ

(ハ) 米人一般ノ感想ハ米國ニ渡来スヘキ外國人ニ對シ米人自身ニ於テ何等カ之ヲ調整スヘキ手段ヲ採リタシ換言スレハ本問題ヲ日本政府ニノミ一任スヘキニアラス

尚次回會合ハ來ル十月十一日開會シ主トシテ紳士協約ノ修正若クハ之ニ代ルヘキ方法ニ関シ協議スルコトトナスヘキニ付各自之ニ関スル意見ヲ提出スルコトニ申合セ散會セル趣ニ候

此段報告申進候 敬具

本信寫送附先 在米大使

九〇 十月十三日

在桑港矢田總領事ヨリ
内田外務大臣宛

日米有志懇談會第八回會合ニ於テ日本人問題

ハ邦人独身者ニ對スル花嫁問題ニ歸着スルコトニ意見一致シ之ガ解決策討議ノ件

ヲ以テ最モ適當ナル解決策ナリト説述シ互ニ意見ノ一致ヲ見サリシカ種々懇談ノ結果遂ニ左ノ如キ解決案ニ妥協点ヲ見出セリ

一、將來日本移民ヲ絶對ニ禁止スルコト

二、右禁止方法ハ日本ノ感情ヲ害セサルモノナルコト

而シテ右二方針ノ実行方法トシテ(イ)前記「ジョンソン」法案ニ對シ同法ノ議會通過後五ケ年間邦人花嫁一万五千人ノ入國ヲ許可スヘキ条項ヲ追加スルコト(ロ)日米兩國間ニ相互移民禁止ノ條約ヲ締結シ之ニ該條約批准後滿五ケ年間邦人花嫁一万五千人入米許可ノ例外ヲ設クルコトノ具体案ヲ拈出セシカ「シャールンバーク」及「マクラッチ」ハ本懇談會トシテ「ジョンソン」法案ニ賛成ノ意ヲ表スルニハ今暫ク考慮スヘキ必要アル旨附言セリ

尚右具体案ハ紳士協約ニ代ルヘキモノニシテ頗ル重大問題ナレハ各自更ニ研究ヲ重ネタル上次會合ニ於テ確定決議トナスヘク而シテ右確定ノ上ハ之ヲ米國本土同様布哇ニモ適用スルコトヲ希望スル処之ニ對スル当地在住同地耕主側ノ意見ヲ確ムル必要アルヲ以テ「ガイ」ヲシテ「アレキサンダー」其他当地在住ノ布哇砂糖耕主側ヲ訪問シ其意見ヲ聴

機密公第四五号

大正十一年十月十三日

在桑港

總領事 矢田 七太郎 (印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日本人問題ニ對スル懇談會ニ関スル件

本件ニ関シ九月二十二日附機密公第三八号往信ヲ以テ及報告置候処十月十一日「マクラッチ」「グリーンソン」「シャールンバーク」「ホルスト」「ガイ」及安孫子ノ六氏列席(市橋ベヤソン兩氏欠席)シ第八回懇談會ヲ開催シタルカ會議ノ内容大要左ノ如クナリシ趣ニ有之候

前回ニ引続キ紳士協約ノ修正若クハ之ニ代ルヘキ方法ニ関シ協議シタルモ結局ハ在米邦人独身者ニ對スル花嫁問題ニ歸着スヘシトテ之ニ関シ各自意見ヲ交換セリ

即チ先ツ「マクラッチ」ハ目下合衆國議會ニ提出中ナル「ジョンソン」法案ヲ以テ本件解決ノ最良法ナリト主張シ「シャールンバーク」之ニ賛成セシカ「ホルスト」ハ同法案ヲ以テ唯一ノ解決策ト信セス兩國間ニ於ケル條約モ亦同様解決ノ良策ナリト述ヘ又「グリーンソン」及安孫子ハ條約

取セシムルコトトスヘシ

本會ニ對シ「ガイ」ノ感想ニ依レハ最近「マクラッチ」及「シャールンバーク」等ノ花嫁問題ニ對スル態度頗ル妥協的トナレルヲ以テ今暫ク時ヲ俟ツニ於テハ本件解決ヲ更ニ我方ニ有利ナル様導クコトヲ得ヘク何レニシテモ今回會合ハ本件解決方法ニ對シ一步ヲ進メタル様思ハルルトノコトニ有之候

右此段報告申進候 敬具

本信寫送附先 在米大使

九一 十一月二十八日

在桑港矢田總領事ヨリ
内田外務大臣宛

日米有志懇談會第九回會合ニ於ケル布哇耕主

側意見報告並日本移民禁止方法討議ノ件

機密公第五二号

(十二月二十六日接受)

大正十一年十一月二十八日

在桑港

總領事 矢田 七太郎 (印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日本人問題ニ對スル懇談會ニ関スル件

本件懇談会ハ十月十三日附機密公第四五号往信所報後「マクラッチー」カ「ホノルル」ニ於ケル汎太平洋通商會議へ列席セシ爲暫ク開催セサリシ処先般同人帰桑セシヲ以テ十一月二十四日同人「ペーヤソン」「ホルスト」「シャーレンバーグ」安孫子及「ガイ」並ニ客員トシテ当地滞在中ナリシ東郷男及「スタンフォード」大学教授 Hyde ノ八氏（「グリーンソン」欠席）列席ノ下ニ第九回会合ヲ催シタルカ會議ノ内容大要左ノ如クナリシ趣ニ有之候

一、先ツ「ガイ」ヨリ前回ノ決議ニ從ヒ「アレキサンダー」並ニ Hemminway 等当地在住布哇耕主側ヲ訪問シテ聴取セル在布哇邦人ニ関スル彼等ノ意見ヲ左ノ如ク報告セリ

(イ) 布哇ニ於ケル日本人ハ其數既ニ甚タ多キヲ以テ此以上増加セシムルコトハ同島ノ爲ニ好マシカラス從テ将来之カ移民ノ移入ニ反対ナリ

(ロ) 日本移民制限ニ関シ米大陸ニ適用サルヘキ凡テノ法規ハ同シク布哇ニモ適用サレンコトヲ希望ス

二、今回初メテ列席セル Hyde 教授ハ前回數回ニ於ケル本會議ノ経過ヲ承知セシテ移民制限法ニ関スル問題ヲ

ル「ジョンソン」法案ヲ以テ最良法ナリト思考ス何トナレハ同法案ハ ineligible to citizenship トアルノミニシテ特ニ日本人ト明記セサルヲ以テ日本人ノ感情ヲ害セサルヘケレハナリト述ヘタルカ「シャーレンバーグ」ノ外之ニ賛スルモノナカリキ

四、次回ハ十二月十九日開催スヘシ

尚右會議後「ガイ」市橋及「グリーンソン」ノ三氏ハ「セント、フランシス、ホテル」ニ会合シ本懇談会ノ擴張方ニ関シ意見ヲ交換シ Benj. Ide Wheeler; R. B. Hale; Chester Rowell 等ヲ之ニ列席セシメンコトヲ協議シ「ガイ」ヨリ彼等ノ意向ヲ確ムルコトトシタル趣ニ有之候
右此段報告申進候 敬具
本信写送附先 在米大使

九二 十二月二十日 在桑港矢田総領事ヨリ
内田外務大臣宛

日米有志懇談会第十回会合ニ於テ日本人問題

解決ハ条約ヲ以テスルヲ最善トスルニ意見一

致ノ件

機密公第五三三号 (大正十二年一月二十四日接受)

六 日米兩國有志懇談会關係一件 九二

持出セシ爲多大ノ時間ヲ之ニ費セリ

三、再ヒ本問題ニ立返リ前回ニ於ケル『将来日本移民ヲ絶對ニ禁止スルコト並ニ右禁止方法ハ日本人ノ感情ヲ害セサルモノナルコト』ニ関シ(紳士協約ノ修正)兩國間ニ於ケル條約(内新移民法)「ジョンソン」法案ノ何レヲ以テ最モ適當トスルヤヲ論シタルカ各自ノ意見大要左ノ如シ

(イ) 紳士協約ノ修正ハ米人ヲ満足セシメサルヘシ何トナレハ同協約ハ如何ニ之ヲ修正スルモ移民許否ノ權ニ関シ米國ノ主權ヲ外國ノ主權ニ服從セシムルモノナレハナリ(コレ主トシテ「シャーレンバーグ」ノ主張シ「マクラッチー」ノ賛成セル所ナルカ「ホルスト」ハ此点ニ関シ一國ヲシテ他國ニ服從セシムルコトナク兩國協同シテ之ヲ決定セシムル様新紳士協約案ヲ起草シテハ如何トノ意見ヲ述ヘタリ)

(ロ) 「ペーヤソン」ハ日米兩國間ニ相互制限ノ義務ヲ負ヘル條約ヲ以テ最モ適當ト考フヘキ旨ヲ述ヘ「ホルスト」安孫子「ガイ」等之ニ賛成セリ

(ハ) 「マクラッチー」ハ目下合衆國議會ニ於テ問題トナレ

大正十一年十二月二十日

在桑港

総領事 矢田 七太郎(印)

外務大臣伯爵 内田 康哉殿

日本人問題ニ対スル懇談会ニ関スル件

本件ニ関シ十一月二十七日附機密公第五二号往信ヲ以テ及報告置候処十二月十九日「マクラッチー」「シャーレンバーグ」「グリーンソン」「ペヤソン」「ホルスト」「ガイ」安孫子及 Dr. Dorenus Scudder (同博士ハ Dr. Gordon 不在中)市 First Congregational Church ノ説教者タル人ナリ)ノ八氏列席シ第十回懇談会ヲ開キタルカ其會議ノ内容左ノ如クナリシ趣ニ有之候

一、前回ニ引続キ日本人問題解決ノ三方法即チ(イ)紳士協約ノ改定(ロ)排斥法ノ制定及(ハ)兩國間ニ於ケル條約ニ就キ再ヒ協議ヲ進メタルカ今回ハ「シャーレンバーグ」ヲ除ク外悉ク條約ヲ以テ最良ノ解決方法ナリトスルニ一致セリ只「シャーレンバーグ」ハ其意見ヲ明示セス『日本移民禁止ノ有効ナル方法ノ実施サルニ於テハ自ら進シテ加州排日法廢棄ノ運動ヲナスヲ辞セサルヘシ』ト述ヘタル

ヨリ一同排日法ノ廢棄方法ニ就キ論シタルカ結局排日法ハ「イニシャチーブ」ニ依リ加州民ノ制定シタルモノナレハ之ヲ廢棄セントスルニ当リテハ予メ前述兩國間ニ於ケル條約ノ趣旨(若シ締結サルルナラハ)ヲ一般ニ知ラシメ以テ排日法ノ無用ナルコトヲ悟ランムル様運動セサルヘカササルヘシトイフニ歸シタリ

二、次テ右條約ノ内容ニ就キ互ニ意見ヲ交換シタルカ

(1)米國側ニ關シテハ「マクラッチー」及「シャールンバード」ハ「永住スヘキ凡テノ日本人」ヲ排斥スルノ條款ヲ挿入センコトヲ主張シタルニ對シ列席者ノ大多數ハ「教師醫師旅行者宗教關係者商人」ヲ例外トシ單ニ「労働者」ノミヲ排斥スルコトトセント主張シ又(2)日本人側ニ關シテハ正当在留日本人(市民權ナキモノニテモ)ニ對シ市民同様ノ權利ヲ与フルト共ニ目下未婚ノ青年ニ花嫁ヲ迎フルノ條款ヲ設クヘシトイフニ略一致セリ

三、又日本人帰化權問題ハ米國側ニ於テハ目下ノ所米人ヲシテ日本人ニ對スル感情ヲ變更セシムルコト困難ナルニ依リ又日本側ニ於テハ日本人及日本政府ヲシテ條約ニ依リ本件解決ヲナサシムル様同意セシムルコト困難ナルヘ

ルニ付茲ニ之ヲ省略ス

右此段報告申進候 敬具

本信写送附先 在米大使 大山領事

キニ依リ本問題ハ全然前述條約問題ト分離シテ考究スルコトトナセリ

四、埴原次官カ在米大使タルヘシトノ報道ハ一同ノ大ニ歡迎スル所ニシテ此際同大使ヨリ親シク日米新條約ニ關スル日本政府ノ意ノ在ル所ヲ聞クヲ得ハ最モ好都合ナルニ付「シャールンバード」ヨリ友人トシテ同次官ニ對シ書面ヲ以テ当地通過ノ際面會シ得ル様予メ「リザーブ」方申込ムコトトナセリ

五、最後ニ「マクラッチー」ヨリ今回在米日本人會ニ於テ編纂セル日本語教科書ハ米國ノ國是並ニ米化政策ニ添ハサルモノ多ク之ヲ教科書トシテ日系市民ニ課スルコト不可ナル旨論シタルヲ以テ安孫子及「ガイ」兩人ニ右教科書閱讀方依頼スルコトトセリ

六、以上ノ他尙本日會議ニ於テ(1)「ガイ」ヨリ「シャールンバード」ニ對シ十一月十四日附通移機密第二号貴信ノ件ニ關シ申入レタル件(十二月二十日日本官發閣下宛電報第二四〇号)及(2)「ガイ」ノ同人ヨリ聞得タル White American Association 組織ニ關スル情報(同日發往電報二三九号)ニ關シテハ既ニ電報ヲ以テ報告ニ及置タ